

## ●緩和項目表

緩和するものについて安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて検討

条項	内容	適用	緩和	緩和理由、代替措置等
<b>建築基準法（法第85条第6項に関する緩和項目）</b>				
第12条第1～4項	特殊建築物の定期報告等			
第21条	大規模建築物の耐火制限			
第22条	屋根材の防火制限			
第23条	外壁材の防火制限			
第24条	建築物が法22条区域の内外にわたる場合			
第25条	大規模木造建築物等の防火制限			
第26条	防火壁等の設置			
第27条	耐火建築物等とすべき特殊建築物			
第31条	便所形式（排水方法）			
第34条第2項	非常用昇降機の設置			
第35条の2	特殊建築物等の内装制限			
第35条の3	無窓居室の耐火制限			
第37条	建築材料の品質			
第3章	集団規定			
	43条（接道）			
	48条（用途地域）			
	52条（容積率）			
	53条（建ぺい率）			
	その他（ ）			
<b>建築基準法施行令（令第147条第1項に関する緩和項目）</b>				
第22条	居室の床の高さ及び防湿方法			
第28条	便所の採光及び換気			
第29条	くみ取り便所の構造			
第30条	特殊建築物等の便所の構造			
第37条	構造部材の耐久			
第46条	構造耐力上必要な軸組等（木造）			
第49条	外壁内部等の防腐措置等（木造）			
第67条	接合（鉄骨造）			
第70条	柱の防火被覆（鉄骨造）			
第3章第8節	構造計算			
第112条	防火区画			
第114条	界壁、間仕切壁及び隔壁			
第5章の2	特殊建築物等の内装			
第129条の2の3	建築設備の構造強度（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る）			
第129条の13の2	非常用昇降機の設置を要しない建築物			
第129条の13の3	非常用昇降機の設置及び構造			
<b>建築基準法施行令（告示に関する緩和項目）</b>				
第38条第3項 H12告示第1347号第1 第5項第五号	基礎 ※1			
第66条 H12告示第1456号 第2項第一号	鉄骨造の柱の脚部 ※2			

注) 計画の建築物が本来各条項の適用を受ける場合は「適用」欄に○印を記入

緩和規定の適用の有無について「緩和」欄に記入し、有の場合は代替措置等を記入

※1 建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（木造の建築物にあつては、地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの又は高さが16メートルを超えるものに限る。）を除く

※2 建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物を除く

●緩和項目表

緩和するものについて安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて検討

条項	内容	適用	緩和	緩和理由、代替措置等
<b>建築基準法（法第85条第6項に関する緩和項目）</b>				
第12条第1～4項	特殊建築物の定期報告等	/		
第21条	大規模建築物の耐火制限	/		
第22条	屋根材の防火制限	○	無	
第23条	外壁材の防火制限	/		
第24条	建築物が法22条区域の内外にわたる場合	/		
第25条	大規模木造建築物等の防火制限	/		
第26条	防火壁等の設置	○	有	別紙代替え措置参照
第27条	耐火建築物等とすべき特殊建築物	/		
第31条	便所形式（排水方法）	○	無	
第34条第2項	非常用昇降機の設置	/		
第35条の2	特殊建築物等の内装制限	/		
第35条の3	無窓居室の耐火制限	/		
第37条	建築材料の品質	○	無	
第3章	集団規定			
	43条（接道）	○	無	
	48条（用途地域）	○	無	
	52条（容積率）	○	無	
	53条（建ぺい率）	○	無	
	その他（ ）			
<b>建築基準法施行令（令第147条第1項に関する緩和項目）</b>				
第22条	居室の床の高さ及び防湿方法	○	無	
第28条	便所の採光及び換気	○	無	
第29条	くみ取り便所の構造	/		
第30条	特殊建築物等の便所の構造	/		
第37条	構造部材の耐久	○	無	
第46条	構造耐力上必要な軸組等（木造）	/		
第49条	外壁内部等の防腐措置等（木造）	/		
第67条	接合（鉄骨造）	/		
第70条	柱の防火被覆（鉄骨造）	/		
第3章第8節	構造計算	○	有	別途構造計算で検討
第112条	防火区画	/		
第114条	界壁、間仕切壁及び隔壁	○	有	別紙代替え措置参照
第5章の2	特殊建築物等の内装	/		
第129条の2の3	建築設備の構造強度（屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分に限る）	/		
第129条の13の2	非常用昇降機の設置を要しない建築物	/		
第129条の13の3	非常用昇降機の設置及び構造	/		
<b>建築基準法施行令（告示に関する緩和項目）</b>				
第38条第3項 H12告示第1347号第1 第5項第五号	基礎 ※1	○	有	別途構造計算で検討
第66条 H12告示第1456号 第2項第一号	鉄骨造の柱の脚部 ※2	○	有	別途構造計算で検討

注) 計画の建築物が本来各条項の適用を受ける場合は「適用」欄に○印を記入

緩和規定の適用の有無について「緩和」欄に記入し、有の場合は代替措置等を記入

※1 建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物（木造の建築物にあつては、地階を除く階数が3以上であるもの、延べ面積が300平方メートルを超えるもの又は高さが16メートルを超えるものに限る。）を除く

※2 建築基準法第6条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物を除く